

# 小松市立学校 PTA 連合会

# こども保険だより

第2号

2012年3月1日発行

「田滑」  
ご利用いただくために」

会長 鹿田 稔夫

皆様には、日頃よりPTA活動に多大なるご支援ご協力を賜り、心から感謝御礼を申し上げます。

さて、今回の「こども保険だより第2号」では、小松市立学校PTA連合会が運営しております「小中学生総合補償制度」（自転車、こども総合保険）の手続きにつきまして、保護者の方から毎年最も質問の多い「継続システムの仕組みとその対応方法」につきまして、なるべくわかりやすく掲載致しました。また、次年度より、従来のS・A・B・Jプランに加えて、ご要望の多かった育英費用補償を充実させるプランのオプション選択と、地震にも備えたプランが加わります。選択肢が増えることもあり、今号がより多くの保護者の方にとりまして、本制度を円滑にご利用できる有効な資料になればと願っております。よろしくお願ひ致します。

平成24年度版

小松市立学校PTA連合会  
「小・中学生総合補償制度」のご案内  
(こども総合保険・自転車総合補償)

◆嬉しいなつ◆

国庫補助引25% (2011年度実績)  
延長引15%適用

安心プラン  
地震・火災・津波補償プラン

毎年のお支払は不要です

加入申込受付日 4月20日(日)	補償開始日(初年度) 5月1日(月)	加入申込受付日 6月27日(木)	加入申込受付日 6月27日(木)
---------------------	-----------------------	---------------------	---------------------

2012年5月8日からの補償制度のパンフレット表紙です

## ～平成23年度版 自転車総合・こども総合補償制度 よくあるご質問Q&A～

Q.1 Jプランに加入しています。体育の授業中に怪我をしました。補償されますか？

A.1 Jプランは自転車事故以外の怪我の入通院は補償されません。

Q.2 Jプランに加入しています。公園で遊んでいてお友達とぶつかって、眼鏡を破損してしまいました。

A.2 Jプランでは携行品損害補償が対象外となっているため補償されません。

Q.3 引越して小松市から転出しました。住所変更の手続きをしたいです。

A.3 小松市立の小中学校に通われているお子様対象の補償制度です。小松市から転出または小松市立以外の小中学校に通われる場合は、補償対象外となります。この場合、ご連絡のあった日または、転出予定日に合わせ解約手続きをさせていただきます。

Q.4 住所が変わったり、怪我をした時の連絡は、学校からしてもらえるんですよね？

A.4 いいえ、学校からは連絡はしません。加入依頼者の方から直接ご連絡下さい。制度対象事故に遭われた場合は、保険金請求受付窓口へ、その他住所変更等は取扱代理店までご連絡をお願い致します。



Q.5 この補償制度は1年だけで、また加入依頼書を書いたら5月8日から補償されるんでしょ？

A.5 いいえ、この補償制度は、中学卒業までの自動継続となっております。継続された方が加入依頼書を再度ご提出いただくと、重複契約となっております。継続を望まれない場合は、継続案内同封のハガキにてお手続きいただくか、所定の用紙にて解約のお手続きをして下さい。(裏面参照)

セカンドオピニオンアレンジサービス

各専門分野の総合相談医\*がお子さまの病状のご相談をお受けします。受付時間 月～金曜日 9:00～16:00 (土・日・祭日・年末年始休業)

加入者サービスのご案内

たとえばこんな時に 相談員

セカンドオピニオンの提供

複発専門医\*の紹介

「ハロー健康相談24」(24時間年中無休)

たとえばこんな時、お気軽にご相談ください。相談員

深夜に高熱を出しインフルエンザかと不安になり、「ハロー健康相談24」を利用しました。

## 自動継続システム

ご加入の皆様のもとに、継続案内が順次発送されております。  
必ず開封していただき、ご確認下さいませようお願い申し上げます。  
(中学卒業まで補償のため中学3年生の方には発送されません)

### 昨年と同じ内容でご継続される場合

お手続きは不要です。このまま自動的に継続いたします。

加入プランの変更  
住所の変更(小松市内) の場合  
扶養者の変更

継続案内の中に入っている返信用ハガキにて必要事項をご記入・ご捺印の上、ご返信下さい。  
◎ご変更後の新プランの補償開始は5月8日午後4時からとなります。  
◎ご変更後の新プランの保険料は6月27日にご契約時にご提出いただきました口座より自動引落となります。

### 中学へ進学される場合



必ずご返信下さいませようお願い致します。

継続案内の中に入っている返信用ハガキにて必要事項をご記入・ご捺印の上、ご返信下さい。

### 引落口座を変更したい場合

継続案内の中に入っている返信用ハガキにて必要事項をご記入・ご捺印の上、ご返信下さい。  
変更するための所定の用紙をお送りいたします。こちらのお手続きが遅れますと変更できない場合がございます。早めにご対応下さいませようお願い致します。

### 小松市外へ引越する場合 小松市立以外の小中学校へ通学する場合

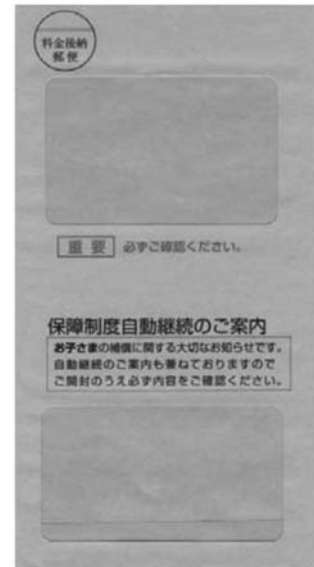
この補償制度は小松市立学校の小中学生が対象となっております。小松市立以外の小中学校に通学される場合は、対象外となるため、ご継続できません。  
必ず非継続にチェックを入れ、その他必要事項をご記入・ご捺印の上、ご返信下さい。  
補償されないのに加入状態となってしまいます。

### ご継続をしない場合

同封の返信用ハガキにて、必要事項をご記入・ご捺印の上、ご返信下さい。  
※こちらのお手続きをされないと、5月8日よりご加入のプランにて2012年度の補償内容で継続されます。

はがきの締切は4月20日必着です。遅れますとはがきでの変更、または非継続のお手続きができません。所定の用紙をご記入していただく必要がございます。  
毎年4月に学校よりパンフレットが一斉配布されます。新規加入の方のみ申込書をご記入いただく事となっております。

申込書や提出封筒にて住所変更、プラン変更、継続しない等の変更は受け付けておりません。



← この様な封書にて  
ご案内しております。